

令和6年舞鶴市議会3月定例会

一般質問資料

[山本 治兵衛 議員]

小学校の水泳授業について

資料 1

7) 委託の検討を始めることについて

比較検討 各学校で開催
コスト面 年間 約700万～
メリット 学校内で授業が完結

民間への委託
約384万円×回数～
教員の負担軽減
熱中症や水難事故の回避
ハイレベルな専門家の指導
温水プールにより、教育課程の融通化

デメリット

行き来も含めての授業長時間化

舞鶴市西市民プラザについて 資料2-1

1) これまでの経緯について

日付	開催された会議や背景	議論の内容
平成9年	西地区総合整備計画策定調査報告書	西市民のワークショップを経て、平成10年3月に報告書が提出された。 この報告書により西地区の将来像とその推進手法は市民参画によることと明確に定められた。
平成10年	西地区まちづくり計画策定委員会	平成10年から学識経験者や地元各界代表者で構成この調査報告書の中で、舞鶴市西市民プラザの整備目的や役割が明確となった。平成11年3月に報告。
同年 5月	西市民プラザ整備検討委員会	市内各層、各団体、地元関係者により検討委員会の設置。西市民プラザの整備内容が確立される。

舞鶴市西市民プラザについて 資料2-2

1) これまでの経緯について

日付	開催された会議や背景	議論の内容
平成12年	西市民プラザの管理運営を考える市民の勉強会	西市民プラザを利用者が使いやすい施設にするためまた、地域の拠点とするため、市民ワークショップが開催された。
平成13年	ドットミーティング	「公設市民営」を具現化するため、市民営で行う仕事の範囲、管理運営を担う組織のあり方などの検討を行い「まとめ案」を舞鶴市へ提出。
平成14年	「NPOまちづくりサポートクラブ」	平成14年11月に地域活動団体と活動団体及び行政とをつなげる中間支援団体を目指し、NPO法人の設立。
平成15年	舞鶴市西市民プラザ 開館	以上の経緯を経て、平成15年4月25日（金）に開館。

舞鶴市西市民プラザについて 資料2-3

1) これまでの経緯について

日付	開催された会議や公開情報	内容
令和5年	現指定管理者との協議	5月10日、18日、7月12日、8月17日の計4回にわたって協議を実施。
8月下旬	募集要項の策定	
8月29日	定例記者会見	
9月1日～	公募開始	9月1日～10月10日迄
9月13日	応募説明会	

舞鶴市西市民プラザについて 資料2-4

1) これまでの経緯について

日付	開催された会議や公開情報	内容
1月6日	指定管理者選定委員会	応募団体から事業提案を受ける。 プレゼン時間は約15分。
1月28日	12月定例会開会	指定管理者の議案が上程。
2月5日	請願提出	
2月14日	市民文教委員会	請願及び議案の審査
2月26日	12月定例会最終日	請願採択、92号議案否決

舞鶴市西市民プラザについて 資料2-5

相撲に例えると・・・

行 司	⇒	選定委員
力 士	⇒	応募団体
土 俵	⇒	募集要項
物言い	⇒	請願



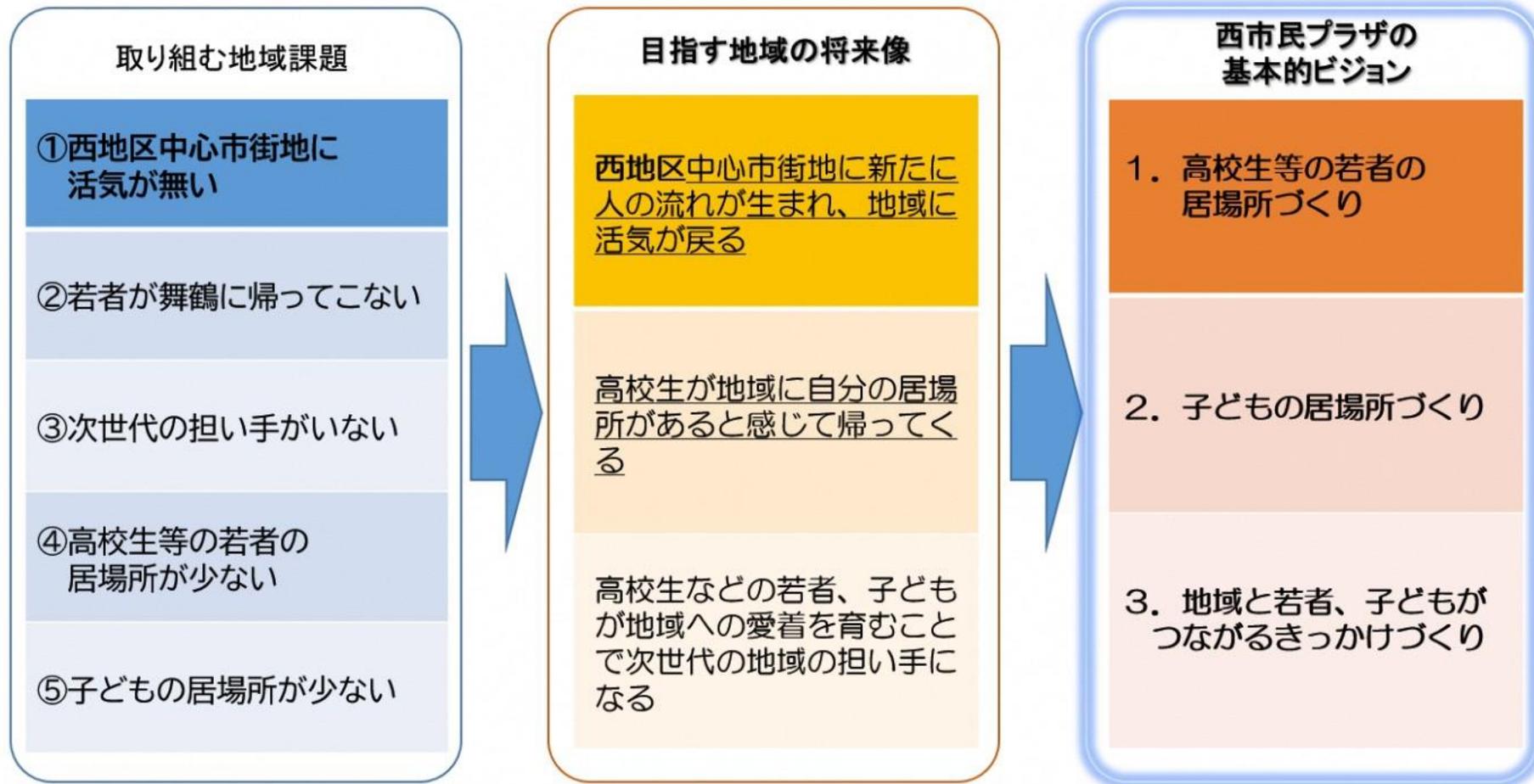
一旦は取組がついたが、物言いがついた。
みんなで決めた丸い土俵ではなく、知らない間に
できた四角い土俵の取組であったため、認められない。

「今回、制定された基本ビジョンは西住民
との合意形成が図られたものではないため、
ビジョン制定の再検討を求められたい。」 →採択
よって、西市民プラザの選定は取り直しとなった。

2) 市が公表している事実の確認について 資料3-1

資料

目指す地域の将来像と西市民プラザの基本的ビジョン



2) 市が公表している事実の確認について 資料3-2

西市民プラザ指定管理者募集要項
平成30年度募集時と令和5年度募集時の対照表

	令和5年度募集	平成30年度募集
基本的な考え方	舞鶴市では、次に示す舞鶴市西市民プラザの果たすべき使命(ミッション)や将来的な構想(ビジョン)を通して、指定管理者がそのノウハウ等を十分発揮し、市民サービスの向上や、子どもや高校生等の若者や働く現役世代を含む多世代による利用の促進、世代間のきずなが生まれるきっかけづくり、施設の効果的・効率的な運営が図られる提案を求めているものです。	舞鶴市では、次に示す舞鶴市西市民プラザの果たすべき使命(ミッション)や将来的な構想(ビジョン)を通して、指定管理者がそのノウハウ等を十分発揮し、市民サービスの向上や施設の効果的・効率的な運営が図られる提案を求めているものです。
設置目的(役割・ミッション)	舞鶴市西市民プラザは、地域の活動拠点として、子どもから高校生、現役世代、高齢者まで多様な世代の市民が集い交流する場となり、西地区中心市街地に活気、活力をもたらすことを目的とします。	舞鶴市西市民プラザは、市民による自主的な活動の拠点として、幅広い世代の市民が自由に集まり交流できる場として、さらには、これらの利用を通じ西地区の魅力ある中心市街地の活性化に寄与することを目的に設置されています。
施設運営の基本的な方向性(運営方針・ビジョン)	近年、少子高齢化に伴う人口減少、地域コミュニティの衰退など地域を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。また、将来の地域の担い手である高校生等の若者や子どもの居場所が少ないことも課題となっています。 このような現状を打破するため、舞鶴市西市民プラザの指定管理者には、施設の役割を踏まえ、西市民プラザが地域の活動拠点として、子どもから高校生、現役世代、高齢者まで多様な世代の市民が集い交流する場となり、人の流れができることで活気が生まれ、新たな世代間のつながりやきずなが育まれるための仕掛けづくりが求められるところです。 多様な世代が集い交流するためには西市民プラザがこれ	近年の地域社会においては、少子高齢化に伴う人口減少、地域コミュニティの衰退など地域を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、西地区においても例外ではありません。このような現状において、舞鶴市西市民プラザは、西地区の中心市街地に設置され、地域づくり、人づくりを促進し、地域活性化のための拠点施設としてその運営を期待された施設です。 従って、西市民プラザの指定管理者には、「中心市街地の活性化も視野に入れて地域の発展に寄与」しつつ、一方で城下町として発展してきた西地区の歴史遺産や田辺城まつりに代表される様々な歴史イベントを側面支援することで「元気なまちづくり」につなげるという2つの難しい使命を達成することが期待されます。
	まで施設を訪れることが少なかった高校生などの若者や現役世代にとって居心地の良い場所となり、子どもが地域と関わる場所となることが絶対に必要となります。 このため、舞鶴市西市民プラザの指定管理者には、単なる施設の管理・運営にとどまらず、城下町として発展してきた西地区の歴史遺産や田辺城まつりに代表される様々な歴史イベントの側面支援、西市民プラザが持つ独自のコンテンツを活用して各世代にとって居心地の良い場所とするための企画力、これまで施設を利用したことがない市民へ情報を届けるための情報発信力、施設の魅力を高めるために常に新たな企画に挑戦する行動力が求められます。	このため、プラザの指定管理者には、単なる施設の管理・運営にとどまらず、西地区の地域づくりの拠点施設としての情報発信力と、常に市民をリードする斬新な事業を計画・実行する行動力が求められます。

募集要項の新旧対象表

基本的な考え方の部分

下線部がほぼ、新しく追加してある。

設置目的(役割・ミッション)の部分

市民による自主的な活動の拠点という言葉が削除。目的の大きな変更である。

施設運営の基本的な方向性

新しく高校生等の若者や子どもについて記述が加えられている。

⇒設置目的や方針は大きく変わっている！

2) 市が公表している事実の確認について 資料3-3

2 施設の概要

- (1) 名称 舞鶴市西市民プラザ
- (2) 所在地 舞鶴市字円満寺158番地の6
- (3) 施設の構造・規模等
詳細は、別紙「舞鶴市西市民プラザ管理業務仕様書」(以下「仕様書」といいます。)のとおりです。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設を有効活用した高校生などの若者や子どもの居場所づくりに関する業務
- (2) 高校生などの若者や子どもと地域とのつながりづくりに関する業務
- (3) 施設の利用承認に関する業務
- (4) 施設の維持管理に関する業務
- (5) その他施設の管理運営上市長が必要と認める業務
なお、詳細については、別紙「仕様書」を参照ください。

4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 開館時間
9時～22時
- (2) 高校生等の若者に施設の一部を無料開放する時間
平日の毎日4時間程度
土、日の3時間程度
- (3) 子ども食堂として無料開放
子ども食堂開設の希望があった場合には、施設の一部を無料開放する。
無料開放した場合には、無料とした分の利用料金について、年度末に清算し指定管理料を増額する。
※(2)、(3)については、令和6年度から8年度までとし、8年度末に検証を行います。
- (4) 休館日 指定管理者において、毎年4月1日～翌年の3月31日の間で臨時に休館することができます。この場合、事前に市に協議して承諾を得るとともに、休館の決定後は、速やかに市民に周知してください。
- (5) 舞鶴市公共施設予約システム
舞鶴市では、公の施設利用者の利便性の向上を図るため、公共施設予約システムを導入しています。舞鶴市西市民プラザを管理運営するにあたっては、このシステムを使用させていただくことになります。(利用者登録の受付業務、端末操作等)
- (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
個人情報の保護に関する法律第66条第2項及び第67条の規定に基づき、指定管理者に係る公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利

3 指定管理者の行う業務

(1) 施設を有効活用した高校生などの若者や子どもの居場所づくりに関する業務

(2) 高校生などの若者や子どもと地域とのつながりづくりに関する業務

(3) 施設の利用承認に関する業務

(4) 施設の維持管理に関する業務

(5) その他施設の管理運営上市長が認める業務

舞鶴市西市民プラザについて 資料4-1

4) 市の直営となることについて

舞鶴市西市民プラザ条例 平成14年12月27日 条例第28号

(指定管理者による管理)

第3条 施設及びその付属設備の管理は、法人その他の団体であって、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3号第1項の規定に基づき市長が指定するものにこれを行わせる。

(指定管理者不在等期間の管理)

第17条 第3条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における施設等の管理は、市長が行う。

舞鶴市西市民プラザについて 資料4-2

4) 市の直営となることについて

指定管理者制度に関する基本方針 平成25年8月制定

(公募による選定の原則)

指定管理者制度を導入する場合、その候補者の選定は、多種多様なノウハウやアイデアを持つ団体から最も優良な管理を行い得る者を公募で選定するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は公募しないで特定の団体を選定することができる。

- ① 設置目的に沿って設立した団体に管理を行わせることが適当である場合
- ② 地域密着型の施設で当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることが適当である場合
- ③ 社会福祉施設で利用者に対して特に配慮が必要とされ、指定管理者の変更が利用者に大きく影響を及ぼすおそれがある場合
- ④ 公募設置管理制度に基づく事業者の選定と合わせて指定管理者の指定をした場合において、公募設置等計画の認定期間中に指定管理者の更新を行うとき
- ⑤ **緊急に指定管理者を指定しなければならない場合**
- ⑥ 施設所管課の要請により、指定管理者選定委員会が適当と認めた場合